

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	7	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個々の労働者が教育訓練中に生ずる生活費等への不安なく、主体的にリ・スキリングに取り組むことができるよう、雇用保険被保険者以外の者を対象に、①教育訓練費用及び②生活費等に対して融資を行う。 ・ 特例措置の内容 本融資制度では、教育訓練修了後に賃金が上昇した場合には残債務の一部を免除することとしている。返済免除によって発生する債務免除益について、非課税措置を講ずることを要望する。		
（ 関係条文 ）	（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）（抄） （公課の禁止） 第 12 条 租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号） 第 16 条 第 10 条に規定するもののほか、職業訓練受講手当の支給を受ける特定求職者の認定職業訓練等の受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うものとする。		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 職業能力の開発・向上は、労働者の雇用や職業の安定のために不可欠であるとともに、我が国経済の発展に資するものでもあるため、今後とも促進を図っていく必要がある。本融資制度は、雇用保険の被保険者ではない者に対し、教育訓練を受けるに当たって必要な費用について融資を行う制度であり、個々の労働者が生活費等への不安なく、学び直しのために教育訓練に取り組むことができるようになることを目的としている。 （２）施策の必要性 本融資制度は、雇用保険の被保険者は教育訓練休暇給付金の支給を受けられる一方、雇用保険の被保険者以外の者は雇用保険の保険給付を受けることはできないことから、それに代わるものとして創設するものである。雇用保険の保険給付は非課税措置が取られていることから、同様の措置を取ることが必要である。 具体的には、本融資制度では、教育訓練効果を高めるため、教育訓練終了後、安定した雇用（雇用保険被保険者として 1 年以上の雇用継続）につながった場合であって、教育訓練修了前と修了後の賃金を比較し 5 % 以上収入（賃金）が上昇したときに残債務の一部を免除することとしている（最大 150 万円）が、		

	この償還免除額（債務免除益）について、個人住民税課税対象となった場合、対象者にとって新たな負担が生ずることとなり、安定した生活の構築の妨げとなる上、「こども未来戦略」等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがあることから、税制上の措置が不可欠である。 なお、雇用保険法の保険給付である教育訓練給付金のうち、専門実践教育訓練を受けた者への支給については、今般の雇用保険法改正により、本融資制度と同様、教育訓練修了前と修了後の賃金を比較し５％以上賃金が上昇した場合には受講費用の１０％が追加で支給（合計で受講費用の８０％を支給）されることとなっている（この追加支給分も雇用保険法の保険給付として非課税措置が取られている）。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標ⅤⅠ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標 1 経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をする事 施策目標 1－1 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること
		政策の達成目標	雇用保険被保険者でない者に対して、教育訓練に必要な費用について融資を受けられるようにすることで、学び直しを促進し、以てこれらの者の職業及び生活の安定を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	求職者訓練受講支援補助金 令和7年度概算要求額 5.1億円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、金融機関が信用保証機関の下に行う、教育訓練の受講等に係る融資の貸付について、貸付対象者に回収不能や貸付免除が生じた場合に必要な経費を補助することにより、貸付対象者の円滑な訓練受講に資することを目的とする措置である。他方、償還免除額（債務免除益）が個人住民税課税対象となった場合、貸付対象者に新たな負担が生ずることとなるため、本要望項目における税制措置は、安定した生活の再建を支援するために必要な措置である。
		要望の措置の妥当性	債務免除益に税制上の措置を講ずることにより、 ・雇用保険被保険者でない者の主体的な学び直しの促進 ・教育訓練修了後の安定した生活の構築 を実現することができるため、有効である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	債務免除益に税制上の措置を講ずることにより、 ・雇用保険被保険者でない者の主体的な学び直しの促進 ・教育訓練修了後の安定した生活の構築 を実現することができるため、有効である。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—